

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	亀岡シミズ居宅介護支援事業所
所在地	京都府亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目16番3号
連絡先	0771-23-0975
介護保険指定番号	2671600191
サービス提供地域	亀岡市内

(2) 従業者の職種、員数及び職務内容

1) 管理者：1人（常勤）

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括します。

2) 主任介護支援専門員：1人以上（常勤専従・管理者兼務）

主任介護支援専門員は、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携調整、他の介護支援専門員がケアマネジメントを適切かつ円滑に提供されるために助言・指導などを行います。

3) 介護支援専門員：2人以上（常勤専従）業務の状況に応じて増員します。

介護支援専門員 1人以上（常勤兼務）

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたり要介護者等の相談を受け、その心身の状況、そのおかれている環境、要介護者等及びその家族の希望等に応じ、継続的かつ計画的に在宅サービスまたは施設サービスを利用できるよう、市町村、事業者、施設等との連絡調整等を行います。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から第1・第3土曜日午前まで（第2・4・5土曜日休み） 国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時～午後4時45分まで（土曜日第1・第3のみ午前9時～正午まで）

※上記営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制をとります。

2 サービスの内容

1) 居宅サービス計画作成の支援

- ・利用者及びその家族と面接し支援する上で解決しなければならない課題を分析し、サービスの希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上で留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画を作成します。
- ・利用者等が、訪問看護、通所リハビリ等医療系サービスを希望している場合やその他必要な場合は、利用者の同意を得て主治医の意見を求めます。また、居宅サービス計画に位置付けた場合、意見を求めた主治の医師等に対して居宅介護計画書を交付します。

2) サービス担当者会議の開催

- ・居宅サービス計画を作成した場合は、原則としてサービス担当者会議を開催し、情報を共有すると共に、担当者から専門的な見地から意見を求めます。

3) 居宅サービス計画の説明、同意及び交付

- ・利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画に位置づけたサービスの種類、内容、費用等について説明し、文章により利用者の同意を得、居宅サービス計画書を交付します。

4) サービス実施状況の把握・再評価

- ・少なくとも1ヶ月に1回利用者宅を訪問し、利用者及びその家族、指定居宅介護支援事業者等との連携を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握し、その結果を記録します。
 - ・居宅介護事業者等から利用者に係る情報提供を受けたときやその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て、主治の医師若しくは歯科医師、または薬剤師に提供します。
- 5) 利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ必要な協力を行います。
- 6) 施設入所への支援
- ・入所可能な施設及びその連絡先または連絡方法を紹介いたします。
- 7) 給付管理
- 8) 会議の開催
- ・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催します（会議は概ね週1回以上）

3 利用料金

(1) 利用料

要介護認定受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

- ※ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて、下記の代金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、保険者である亀岡市の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

要介護1、2	11,211円	(1,076単位)
要介護3～5	14,567円	(1,398単位)
特定事業所加算(Ⅲ)	3,219円	(309単位)
特定事業所医療介護連携加算(Ⅳ)	1,302円	(125単位)
初回加算『新規又は要介護度2段階アップ』	3,126円	(300単位)
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,084円	(200単位)
入院時情報連携加算(Ⅱ)	1,042円	(100単位)
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,689円	(450単位)
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,252円	(600単位)
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,252円	(600単位)
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,815円	(750単位)
退院・退所加算(Ⅲ)	9,378円	(900単位)
ターミナルケアマネジメント加算	4,168円	(400単位)
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084円	(200単位)
通院時連携情報加算	521円	(50単位)

地域加算(6級地): 1単位 10.42円

※介護支援専門員一人当たりの担当利用者数40件以上の場合や減算については、厚生労働大臣の定める基準のとおりです。

(2) 交通費

- 1 (1)のサービス提供地域にお住まいの方は、無料です。

4 当居宅介護支援事業の運営の方針

(1) 運営の方針

- 1 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護その他全般にわたる援助を行います。
- 2 利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保

健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。

- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に努めます。
 - ※ 複数のサービス事業所の紹介を求めることが可能です。
 - ※ 当該サービス事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めることが可能です。
 - ※ 当事業所のケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
- 4 事業運営に当たっては、亀岡市、地域包括支援センター、他の居宅支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。
- 5 地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的事業その他の事業に協力します。
- 6 サービスの提供に当たっては、要介護者等の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に努め、主治の医師等及び医療サービスとの連携に十分配慮して行います。要介護状態が改善し要介護認定が要支援となった場合、居宅介護支援事業者は地域包括支援センターに必要な情報提供を行うなどの措置をします。
- 7 非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築します。
- 8 利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行い、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行います。
- 9 前8項の他「亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成30年亀岡市条例第19号）に定める内容を遵守し、事業を実施します。
 - ※ 利用者が医療機関へ入院された場合は、介護保険サービスの提供を中止するため、当事業所へご連絡ください。また、入院先の医療機関へは担当ケアマネジャーの氏名、連絡先をお伝えください。

（2）その他運営に関する留意事項

居宅介護支援事業所は、社会的使命を十分認識し職員の質的向上を図るため研修研究の機会を設け、また業務体制を整備します。

5 事故等に関する対応

- 1) 事業者のサービス提供にあたり、万一事故が発生した場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずると共に、ご家族への連絡を行ないます。
- 2) 事業者が提供するサービスにおいて、利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において利用者に対しその損害を賠償します。
- 3) 事故の内容に関わらず、亀岡市、その他関係機関へ報告を行ないます。

6 虐待防止のための措置

利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、管理者を責任者とし必要な体制の整備を行います。また、従業者に対して研修を実施する等の措置を行います。

7 成年後見制度の活用支援

必要に応じ利用者が成年後見制度を活用することができるよう支援します。

8 サービス内容に関する苦情

- 1) 当事業所における苦情相談受付は各担当介護支援専門員が対応しています。また責任者を事業所の管理者とします。

責 任 者：管理者：梶田 晃平

受付時間：月曜日から第1・第3土曜日午前まで（第2・4・5土曜日休み）

休日、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

午前9時～午後4時45分まで（土曜日第1・第3のみ午前9時～正午まで）

電話番号： 0771-23-0975

また、下記の医療機関の窓口に於ける「御意見箱」でも対応します。

(医) 清仁会 亀岡シミズ病院 電話番号 0771-23-0013

2) その他

当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口並びに国保連合会等に苦情を伝えることができます。

亀岡市役所 高齢福祉課 (電話: 0771-25-5182)

京都府国保連合会 (電話: 075-354-9090)

3) 受け付けた相談・苦情等については担当者が苦情(相談)記録に概要、対応内容を決定し申し出者に連絡します。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

1) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

2) 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報について、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文章により得ます。

3) 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。

4) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

10 第三者評価の実施の有無

なし

年 月 日

居宅介護支援事業の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基いて、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 京都府亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目16番3号
名称 亀岡シミズ居宅介護支援事業所

説明者

私は、契約書・本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、サービスの開始について同意します。また、サービス担当者会議等への個人情報の提供についても同意します。

利用者

住 所

氏 名

家族・代理人 (利用者との関係:)

住 所

氏 名